

# 特定施設入居者生活介護及び 介護予防特定施設入居者生活介護の運営規程

## (事業の目的)

第1条 株式会社ヒナコーポレーションが開設するサエラ加古川南備後において、実施する指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下、「指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業の運営及び利用について必要な事項を定め、指定特定施設入居者生活介護事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 この事業者が行う指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画（以下、「特定施設サービス計画」という。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援・世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することとする。

## (運営の方針)

第2条 事業者は、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を計画的に行う。

2 特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

4 指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

5 事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 サエラ加古川南備後

(2) 所在地 兵庫県加古川市加古川町南備後183番地1

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (生活相談員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定特定施設入居者生活介護の利用の申し込みに係る調節、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名 (管理者と兼務)

生活相談員は、利用者又はその家族に対し、日常生活等必要な相談に適切に応じ、社会生活に必要な支援を行う。

(3) 看護職員、基準省令第175条第2項第2号の規定により算定された人数以上

看護職員は、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持に努める。

(4) 介護職員 基準省令第175条第2項第2号の規定により算定された人数以上

介護職員は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。

(6) 計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成する。

2 上記記載の看護職員及び介護職員は、指定特定施設入居者生活介護の利用者にのみサービスを提供するものとし、自立の利用者及びその家族に対して契約時に説明を行う。

(入居定員及び居室数)

第5条 事業所の入居定員は50名、居室数は47室とする。

(指定特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 介護の内容は次のとおりとする。

(1) 特定施設サービス計画の作成

(2) 入浴

(3) 排せつ、食事の介護

(4) 機能訓練

(5) 健康管理

(6) 相談及び援助

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、3割の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）」及び「指定介護予

防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）」によるものとする。

- 2 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 3 利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対して利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区別）について記載した領収書を交付する。
- 4 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

（衛生管理等）

第8条 指定特定施設入居者生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとともに、密接な連携を保つものとする。

（入居に当たっての留意事項）

第9条 入居にあたっては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結するものとする。

- 2 利用申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等利用申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講じる。
- 3 入居者の退去に際しては、入居者及び家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

（緊急時等における対応方法）

第10条 指定特定施設入居者生活介護従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることともに、管理

者に報告する。

- 2 利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

#### (非常災害対策)

第11条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

#### (事故防止のための措置と事故発生時の対応)

第12条 事業者は、事故発生時の対応、再発防止、行政報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備し従業員全員に周知するとともに、事故の発生防止のための会議及び従業員に対する研修を定期的に行う。

- 2 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業員に周知徹底する体制を整備する。

- 3 事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。また、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

- 4 事業所は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (苦情処理)

第13条 指定特定施設入居者生活介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定特定施設入居者生活介護の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚

生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 従業員への虐待チェックシートの実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置
- (5) 虐待防止委員会の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (身体拘束に関する事項)

第16条 第34条~~業~~業所は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。但し、当該入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない。身体拘束をする方法以外に代替がない。その身体拘束が一時的であるすべての条件を満たした場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間及び時間帯、期間を記載した説明書（同意書）、経過観察記録、解除に向けた検討記録の整備や適切な手続きにより身体拘束を行う。

- 2 従業員への身体拘束に関するチェックシートの実施
- 3 身体拘束適正化委員会の設置

#### (暴力団の排除)

第17条 事業者及び管理者は暴力団員等でないものとする。また、運営が暴力団等の支配を受けないものとする。

#### (運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表)

第17条 事業者は、その提供する指定特定施設入居者生活介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(条例遵守)

第18条 「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」(平成24年3月21日兵庫県条例第4号)に定める内容を遵守し、事業を行うこととする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、特定施設入居者生活介護に関する記録を整理し、サービス提供の完結の日から5年間保存するものとする。

5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ヒナコーポレーションと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和7年9月1日一部改編、加筆する。